

## 成年後見制度とソーシャルワークの関連について

岩田香織

### The Relation between Adult Guardianship System and Social Work

IWATA, Kaori

#### はじめに

2003年4月より障害者福祉サービスに支援費制度が導入された。厚生労働省は支援費制度について、「障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、利用者と事業者とが対等な関係で利用者である障害者自らがサービスを選択して、契約によりサービスを利用することになる」と説明している。

これは、従来の措置制度から契約へとサービス提供の方法を大きく転換させる政策の一環である。諸福祉法は理念、内容について、根本的な変質を遂げつつある。行政の中で画一的な運営にならざるを得なかった措置による福祉サービスから、個々の障害者の状況や要望、必要性等に応じて選択し、契約して利用する福祉サービスへと、大きな変化がもたらされている。

ここで、知的障害者にとって重要な課題となるのが、支援費制度では利用者が事業者から直接サービスの提供を受けるため、原則として利用者本人と事業者間でサービス利用に関する契約を締結する必要に迫られる点である。契約支援策として、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度等の活用が考えられている。しかし、福祉サービス利用援助事業の場合、利用者は、在宅で生活しており、本人の意思により契約が可能な者に限られる。福祉サービスの選択、契約等に関して包括的な支援を実現するには、成年後見制度が適切かつ有効に利用されることが必要である。

成年後見制度が十分に活用されるには、申立ての手間や期間、費用など課題が多い。しかし、知的障害者に対し、法的に明確な立場から適正で継続的な援助を提供できるという意味では有意義な制度である。本研究では、支援費制度の導入により一層の有効活用が求められる成年後見制度について、特に知的障害者への援助という観点から考察をおこないたい。

知的障害者への後見活動は必然的に本人の現在および将来の生活への援助という意味合いを持つ。そこで、後見活動において、ソーシャルワークはいかに関連するかを中心に検討する。

## ・後見活動における自己決定支援の問題

### (1)後見的関与と自己決定権

成年後見とは、本来成人が当然自己責任として行う経済活動や法律行為を、一部あるいは全面的に制限し、自己決定に他者を関与させる制度である。その意味で自己決定とは対極に位置するともいえる。そこで、成年後見制度には、「自己決定の尊重」、「残存能力の尊重」を理念として積極的に持ち込むことにより、保護的意義と「権利擁護」、「ノーマライゼーション」との調整を図っている。

成年後見制度、特に家庭裁判所の関与を必須とする法定後見は、慎重に対象者を選定する仕組みになっている。選定の基準は、精神上的障害によって「事理弁識能力を欠く」状態、つまり判断能力が不十分な状態にあるということである。成年後見の対象者は、そのままの状態では市場取引等で圧倒的に不利な立場に置かれる危険性が高く、その意味では「弱者」であり、本人の権利を一部制限しても「弱者保護」を優先すべきとされている。

また成年後見制度には、市場取引の安全を確保する意味合いもある。現在私たちの生活は様々な契約や金融取引によって成り立っている。高齢者や障害者も当然例外ではない。新しい後見制度の誕生には福祉的理念が持ち込まれているが、同時に市場側からの要請も大きいのである。

後見制度を利用すると、事実上本人の自己決定権は侵害され、制限される。そのことによって経済的被害に遭遇する危険を回避し、生活の安全を確保できるというメリットが得られたとしても、その事実を避けて後見的関与を考えることは出来ない。そもそも、基本的人権としての自己決定権は法律以前のものとしてとらえることが必要である。障害の有無や判断能力の如何に関わらず、誰しものが個人として尊重されるべきであり、自分のことを自分で決める権利を有する主体として存在していることを揺るがせにしてはならない。後見的関与の基本的姿勢と言える。

成年後見制度は、現代社会において生活を送る上で、自己決定権行使の在り方と、自己決定支援の方法の調整の結果生み出されたものと考えられる。知的障害が、知識の獲得や、理解あるいは判断の能力等にハンディをもたらすものであることは否定できない。その事実によって自己決定の尊重を実現しようとした場合、自己決定を支援する、または補完する仕組みを整備しなければならない。そして、その仕組みは個人の尊重という理念に込めうる、個別的な対応を前提とする必要があろう。

自己決定権を持つ存在であることは全ての人に共通しているとしても、自己決定の内容は個々人の人格や性格、主観、価値観、嗜好、経験等が色濃く反映されるものである。自己決定支援は決して一様一律に行えるものではない。当然後見的関与も、その内容や関与の在り方において個別性の高い活動となる。基本的には、関与を受ける側と関与する側（成年後見制度でいえば被後見人と後見人）は、マンツーマンの人間関係に立脚した関わりとなるであろう。

## (2) 知的障害者の自己決定支援

知的障害者に対する支援は、基本的人権としての「自己決定権の尊重」という理念と、必要な援助と保護が提供されるべきという現実的な要請との間でのバランスが常に問題となる。援助者は、どこで、どのように調整を図り、支援を具体化すべきかという課題に直面する。

「自己決定を尊重する」ということは、「本人の気持ちを聞く」というレベルを超えた、本源的な支援である。しかし、これまで長期にわたる措置制度の中で、知的障害者は気持ちさえほとんど聞かれることはなかった。意見を表明する機会と場を、社会から、時に家族や福祉援助者からも、与えられなかったという現実を重く受け止める必要がある。福祉サービスが根本的な変革を遂げている現在、ソーシャルワークも従来の在り方の反省に迫られるのである。

日本の知的障害者福祉が、パターンリスティックな保護的性格を強く持っており、ソーシャルワークもその大前提をもとに行われていたことは否めない。知的障害者の自己決定支援は、本来成年後見制度の開始によって初めて生じる課題ではないはずである。しかし、社会や家族の中で弱い立場に置かれることの多い知的障害者に対して、社会福祉関係者や親は本人を「護る」ことが最重要課題のように認識してきた。時に本人の希望と異なる場合でも、周囲が「本人の為だ」と判断すれば、そちらが優先されてきたのが現実である。本人の自己決定支援は大切だと思われながら、そのことが援助の出発点とはなっていなかったのである。

利用者の選択と決定による福祉サービス利用へと改革が進む中で、私たちは知的障害者本人にとっての最善の利益とは何かを、改めて考える必要がある。その具体化された援助の内容が、手厚い保護であったとしても、先ず自己決定権の尊重が基本となる。援助の提供にあっては、本人の自己決定能力を勘案しないわけにはいかないが、それは自己決定権をないがしろにしてよいということではない。自己決定権とは基本的人権に属する権利であり、親、兄弟、福祉援助者のいずれもが侵害することのできない領域である。

特に福祉援助者は職業倫理としても自己決定権に対する揺るぎのない姿勢、価値観が求められる。その上で自己決定支援の方法を模索することが課題となろう。

## (3) 知的障害者に対する後見活動

### 支援費制度と成年後見制度

支援費制度において利用者は、その意思と選択に基づいてサービスを決定し、契約する形を取る。一般的に契約とは、当事者である両者が対等であり、合理的判断能力を有していることが前提となる。

知的障害者への支援は従来福祉的援助が専らであったが、この「契約」、「契約能力」を厳密に捉えた時、福祉サービスの選択と契約も、民法上の適格性、妥当性にたえるものでなくてはならない。そこで成年後見制度は、合法的に契約の妥当性を補完するための制度として、その重要性が一層広く認識される必要がある。

しかし、現状では成年後見制度その必要性ほどには活用されていない。成年後見制度は司法が関与して、段階的な手続きを経て利用が可能となる仕組みとなっている。第三者を後見人に選任すれば、その活動には報酬が発生する。成年後見制度の利用を検討する本人、家族等にとって課題が多い。知的障害者にとっては、その八

ンディを補うシステムでありながら、入り口に辿り着く以前のハードルは決して低くない。

厚生労働省は支援費導入にあたり、知的障害者のために成年後見制度の諸課題を検討し、利用しやすい仕組みに改訂することはなく、「成年後見制度の十分な活用、普及が図られるまでの間は、利用者本人の意思を踏まえることを前提に、本人が信頼する者が代わって契約を行うこともサービス利用の円滑な利用を確保する上でやむを得ない場合がある」としている。

これは一見、知的障害者のサービス利用について、その現状に合わせて出来るだけ停滞と混乱を来さず援助を確保するための配慮ととれる。しかし、「本人が信頼する者」の規定は曖昧であり、現実的には規定不可能であろう。そこに拡大解釈を容認する制度の隙間がある。支援費制度導入を決定した国が、本人以外の第三者が本人名義で契約を行うということを、知的障害者に限って容認するという「異常性」を私達はどうか受け止めるべきであろうか。

支援費制度の問題点は契約支援対策が不十分であるというだけではない。支援費制度の中にはケア・マネジメントが組み込まれていない。そのため、利用者本人が必要なサービスを自ら組み合わせて契約を行わなければならない。知的障害者にとって、この作業が非常に困難であることは明らかである。この点についても何らの支援策を講じないのは、問題の放置に他ならない。

また、サービス内容等について苦情がある時は、利用者本人が事業者・施設と話し合って解決を図るか、自治体の窓口に出ることとなっているが、これも知的障害者が独力で十分に行い得るとは言い難い。厚生労働省は事業者や施設に対し、第三者評価や苦情解決システムを導入することで対応するとしており、これまで評価の目が届きにくかった福祉サービスの反省に立てば、これはこれで必要にして重要な課題である。しかし、個々の知的障害者が感じる苦情や不満は、本人にとっては重大問題であっても、包括的なサービス評価からは見えにくい。苦情への対応は即時的、個別に対応することが肝要なのである。

それでは、個別対応の窓口相談に行くということになるが、これもまた知的障害者にとってはハードルの高い問題である。支援費制度の骨子としては、公的責任は現物給付から現金給付へ移行したことになる。行政の責任はある意味支援費を交付した時点で完了しており、苦情処理のための相談援助業務にどれだけの力が注がれるか、はなはだ疑問である。第一、長い間入所施設で生活してきた知的障害者が、施設での生活に不満があるからという理由で、当該行政機関の担当窓口を探し当て、訪問し、問題を訴えることが可能であろうか。

これらの課題や問題点を考えるとき、知的障害者が支援費制度の中で適正な契約を結び、適切なサービスを利用し、自己決定と、自己選択による生活を実現するためには、個別で継続的な援助が不可欠である。その援助方法の一つとして、成年後見制度の利用は有意義であると考えられる。

#### 知的障害者への社会的支援

福祉サービスの選択、利用における自己決定支援も含め、知的障害者はその障害の特性故に生涯にわたり何らかの支援、援助を要する状況にある。その支援体制が社会的に整えられてゆくことは、長年にわたる知的障害者福祉の課題であった。

成年後見制度においても、知的障害者の「親亡き後の援助」としてその意義が語

られることがある。しかし、成年に達した知的障害者にとって、後見人を得ることは「親亡き後」の課題ではなく、社会人として生活を営む上で当然の権利であり、現に必要な援助である。そして筆者は社会的存在として後見人が選任され、社会的支援として後見活動がなされる必要があるのではないかと考える。

ここで、親族の後見活動をどう考えるかという課題が生じる。現実的には、親族後見は最も多い。（【資料1】）しかし、親族、例えば知的障害者の親が子の後見人となった場合、親子という私的関係の一部に後見人・被後見人という社会的関係が持ち込まれることとなり、後見活動に関しては家庭裁判所の監督下におかれることになる。特に親子のような非常に近い家族関係に、家庭裁判所による監督や、活動報告のようなものが馴染むものか疑問である。

### 【資料1・成年後見関係事件の概況～平成14年4月から平成15年3月～】

#### 申立件数について

成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で15,151件。対前年比約37%増

#### 成年後見関係事件における申立人と本人との関係割合

本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定代理人	任意後見人	市町村長
3.4%	14.0%	11.2%	34.7%	18.7%	12.8%	0.1%	0.5%	1.9%

申立人は本人の子が最も多く全体の約37%（前年約39%）を占め、本人の兄弟姉妹約19%（前年約19%）、配偶者が約14%（前年約16%）、本人の親が約11%（前年約9.2%）となっている。

#### 本人の年齢割合

20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳台	80歳以上
3.2%	4.7%	5.4%	9.1%	5.0%	7.0%	24.9%	40.7%

男性では70歳台が最も多く全体の約19%を占め、次いで50歳台が約18%。

女性では80歳台が最も多く全体の約42%を占め、次いで70歳台が約25%。

本人が65歳以上のものは、男性では全体の約45%、女性では全体の約73%を占める。

#### 申立ての動機

財産管理 処分	遺産分割 協議	控訴手続き等	介護保険 契約	身上監護	その他
60.4%	9.9%	3.9%	3.4%	18.7%	3.7%

前年度同様、財産管理処分を主な申立て動機とするものが最も多く、次いで身上監護、遺産分割協議となっている。

#### 成年後見人等と本人との関係

親	子	兄弟 姉妹	配偶者	その他 親族	弁 護 士	知人	法人	司法 書士	社会 福祉 士	その他
10.7%	30.8%	17.2%	12.7%	12.7%	7.0%	0.7%	0.6%	5.7%	1.3%	10.7%

成年後見人等と本人の関係を見ると、子、兄弟姉妹、親、配偶者、その他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約84%を占めている。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の約 16%。増加傾向にある。弁護士が 760 件で対前年比約 21%増。司法書士等が 814 件で対前年比約 2.1 倍。司法書士等の内訳は、司法書士 610 件、社会福祉士 142 件。

支援費制度導入の前年にあたる 1 年間の実績を見ると、制度開始 1 年目に比べ後見開始審判の申立て件数は約 71%増、保佐開始審判の申立て件数は約 72%増と高水準の割合で増加している。しかし、申立て動機は引き続き財産管理に偏重している傾向にあり、本人の年齢も多くが 65 歳以上の高齢者である。支援費導入が成年後見制度にドラステックな影響を与えるには至っていないことがわかる。(筆者註)

[ 資料出典：最高裁判所事務総局家庭局 ]

また本来別の人格であり、別の人生を送るべき親と子が、後見人となって本人の代理をするという、不可分の関係に置かれることで問題が生じることもある。これまで、知的障害者の契約等は親や兄弟によって代理されることが多かった。厳密には法定代理権はそこに存在しない。しかし「親は子どものことを一番わかっているものだ」という暗黙の了解のもと、また成人であっても子どものことは親の責任だという不明確なしかし根強い社会的価値観が、そのことを不自然に感じさせなかったために、特に問題になることがなかった。

もちろんこれは、社会的支援の不備が、親が成人後も知的障害を持つ我が子を護り、支援し続ける必要を生んでいたという面もある。だが、往々にして親子の意見や希望は食い違いものである。そして、親がどんなに愛情をかけ、独り立ちの困難な我が子を長い間庇護の下に置いて育ててきたとしても、子どもが別の人格であることは紛れもない事実である。

そこで、本人の希望をいかに区別し、本人の自己決定を尊重するかという課題が生じる。知的障害者の保護者(親)は、福祉サービス、特に施設サービスの利用を最優先と考えることが少なくない。本人が出来るだけ自由な生活、地域で独立した生活がしたい、と望んでも、施設を出てしまったら今度いつ入れてもらえるかわからない、という不安が勝ってしまうのである。親が法定後見人に選任された場合、親は本人として正式に施設との契約を交わすことが出来、ある意味では本人の意思や希望は埋もれてしまうことにもなる。親であれば誰でも、真の意味で権利の擁護者、利益の代弁者というわけではない。

また、保護者等親族が法定後見人に選任されると、後見活動に加えて、法的には含まれない生活支援の事実行も同時に担う場合が多い。そして、無報酬で後見活動を行う例が少なくない。本人への支援が過重な負担となるばかりでなく、社会的役割、意義が大きく、当然報酬を伴う評価を得るべき後見活動が、家族役割に埋没してしまうことにもなる。介護保険では、要介護状態を保険事故とする社会保険制度において介護問題に対応するとしていながら、実態として、在宅サービスでは家族介護を含み資産として依存している現状にある。知的障害者支援にあっても、家族の役割や、家族が果たす支えについて捉え直すことが非常に重要な課題である。

以上の様な観点から、知的障害者への後見活動は、社会的支援として整備されるべきであり、一定の職業倫理を活動の基盤と出来るという意味で、資格等の裏付けのある後見人がその任にあたることに意義があると考えられる。

## ・ソーシャルワークと成年後見制度

### (1)成年後見における身上監護

成年後見制度にソーシャルワーク的援助を機能させる必要性は、2000年の改正により、身上配慮義務が新設されたことに大きく関係している。従来の禁治産・準禁治産制度が対象者の財産管理に重きを置いていたのに対し、より身上監護を重視し、法定後見三類型および任意後見の全ての後見活動に一般的な身上配慮義務を課した。新井はこの点について、「身上配慮義務の新設は、従来の民法学における後見法の理解には希薄であった、本人の生活の質を高めることを目的とした生活支援装置としての後見制度」の視点をもたらし、「民法学にも大きなインパクト」と評価している。

一方、改正の論議の中では身上監護を「福祉分野の任務ないし課題である」との主張も存在したことが指摘されている。確かに、「身上監護」を「生活支援」と捉えたとき、要援護者、要介護者への援助はソーシャルワークの課題であり、福祉の守備範囲と言える。

福祉領域では、成年後見制度成立の以前から、ノーマライゼーションの理念の下、利用者の生活の質、人生の質の向上にむけて援助を提供するという課題に取り組んできた。まだその途上にあり、全ての面において十分かつ適切な援助を実現出来ているとは言えない。しかし福祉理念にたつ時、一方的な監督や個別性を無視した収容保護は批判と反省がなされ、既に多くの福祉援助者が利用者の人格を無視した援助には疑問と抵抗を感じる。

そこで、「生活支援」を主眼に身上監護を行う場合、福祉援助の理念と価値観に共通した基準を見いだすことが出来る。どのサービスを選ぶか、どこのサービスを利用するか、といった契約を、できうる限り本人にとって最適な選択となるよう行わなければならない。そして、常に提供されるサービスが必要にして十分であるかその質を監督する必要がある。それは、「本人がどう生活したいと考えているか」、「どう生きていきたいと願っているか」に基づいて検証を行う作業となる。

ここでふまなければならないのは、身上監護に事実行為が含まれないという点である。このことから私たちは包括的な生活支援の各段階、諸相を整理し、成年後見制度における身上監護の果たすべき役割を考察することが重要となる。

そもそも生活支援は重層的なものである。利用者の状況や要望等を理解し、それらに基づく援助可能なサービスにアクセスし情報を収集する、どのサービスを利用するかを選択し、利用者を中心としてサービスを配置する、そして直接的援助サービスの提供という段階に到達する。後見人の行うべき身上監護は、本人を中心に調和のとれたサービスを配置し、その円滑な利用のために事務を担い、さらにサービス内容等の監督を行うこととなる。

身上監護に事実行為が含まれないことを限定的に捉えると、後見人は福祉サービスに関する情報収集や選定を福祉援助者に任せるという方法もある。確かにケアマネージャーや生活支援員、その他ソーシャルワーカーに委任することが適当な場合もある。しかしこの場合でも、後見人が先ず、本人の日常生活を理解することが基本となる。

生活支援はすぐれて具体的、現実的であり、利用者の日常生活と密着に関わるところに機能するものである。そして、その在り方は唯一絶対の答えがあるわけでは

ない。日常生活の経過に伴い、環境との調整や問題解決を継続的に行う必要がある。後見人の身上監護と、事実行為としての直接対人援助の福祉サービスは、利用者の生活に対する連続的、重層的な連携を持つと考えられる。

## (2) ソーシャルワーク機能

### 成年後見制度とソーシャルワーク

成年後見制度は民法の領域に成立した制度であり、理念や技術において社会福祉援助・ソーシャルワークとイコールではない。最近の一連の社会福祉改革によって、福祉分野の問題が民法と接点を持たざるを得なくなってきた状況は既に述べたとおりである。社会福祉制度の変革により、一般社会に通用する明確な法的根拠を求められるようになったといえるよう。

後見人が後見事務の中でフォローする範囲は、契約や財産管理等の法律行為である。これまで福祉現場では、法律行為に該当することと、直接的援助、すなわち事実行為が渾然としていたきらいがある。入所施設等で、法的な代理権がないまま、事実上本人の通帳を管理していること等はこうした例の一つとして挙げられる。必要に迫られて善意で行っている場合がほとんどであるとしても、これまで福祉援助の範疇で、本人に代わって決定し、契約を行い、財産を管理することが事実上容認されてきたという現実を、先ず整理する必要がある。そこから、従来援助に埋もれていた決定や管理に関する問題を掘り起こし、これを福祉援助と区別して考えることが重要である。

法的根拠という点では、成年後見制度において後見人に付与される代理権、管理権の内容、範囲では非常に明確である。後見類型であれば広範囲な代理権、管理権を持つこととなる。法的に代行決定を本人以外の第三者に認めているのである。福祉援助の中で、管理や決定の代行が援助者側の善意や便宜に困っていたのとは明らか違いである。

こうした区別をした上で、新たに成年後見制度におけるソーシャルワークという捉え直しが必要となるのではないかと。筆者は、これまでの成年後見人としての経験から、ソーシャルワークは成年後見という制度、一つの社会的装置を機能させるための力動である、との仮説を立てた。制度の違い、役割の違いをふまえることは必要である。そこから、後見人とソーシャルワーカーの違いを明確化することができる。しかし、成年後見制度の意義とその利用者の属性より、ソーシャルワークと無関係で制度の運用が可能とは考えられない。成年後見という民法上の制度にソーシャルワークを関連させる意義、必要性は大きいと考える。

### 後見活動とソーシャルワーク

ソーシャルワーク機能を発揮させる中核的な領域は後見活動そのものである。しかし、成年後見制度を機能させようとした場合には、後見人選任以前の、例えば制度へのアクセスや、申立て諸手続等にすでに援助を要することがある。実際、情報の入手や制度の理解、あるいは申立人の範囲、申立てにかかる費用等の面で福祉的課題は少なくないのである。

本人や申立人の状況によっては、制度利用を検討する時点で何らかの福祉サービスを利用している場合もあるし、そうした福祉関係者が制度利用をコーディネートする例も見られる。ソーシャルワーク機能の射程としては、後見活動開始前も視野

に入れておくことが必要となる。

実際の後見活動では、当然本人との関わりが一層の重みを持つようになる。成年後見制度の対象者は、判断能力が不十分な状態にある者、即ち痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等がその範疇に入り、そのまま福祉領域の利用者との重なりが大きい。成年後見活動が福祉援助そのものではなくとも、ソーシャルワークを関わらせる現実的な要因はここにもある。いずれの対象者も一様には語れないが、知的障害者も、その原因、障害の程度、障害の質、保有能力、不適應症状等、実に多様であり、コミュニケーションの取り方、日常生活上のニーズ、これまでの生活と今後の生活の青写真は、表層的な本人理解では把握し得ないものである。

後見人はその活動にあたり、制度上の要請という意味でも、本人に関する様々な情報を収集し、財産の全容を把握する。この相当に詳細な情報を集め、本人について理解を深めようとするのは何故か。本人理解は、援助の目的という一定の方向を指向していることが重要ではないかと考える。後見活動は利用者本人の権利を擁護し、代弁するためのものである。利用者理解のないところに適切な援助は実現しないことを考えれば、後見人は被後見人との人間関係を構築する中で、本人の生活や希望を知り、理解を深めて行くことが求められる。

援助の目的に向かい、援助過程を適切に進めるために、利用者理解の基礎にたつという姿勢は、ソーシャルワークにおいても基本となるものである。社会福祉援助は、援助者の自己満足のために行われるものではない。データを集めても一人の人間は構成されないし、それだけで人を理解することは出来ない。援助者が見通しを立てられないのであれば、データを集める意味はない。利用者に関する情報を収集するという点について、制度上職務となっているからというだけではなく、本質的な要請を意識化することが必要である。

ソーシャルワークは、利用者の「福祉」を実現するための社会的な諸方策である。個々の具体的な援助内容という視点から考えることも出来るし、総合的、包括的な全体像として捉えることも出来る。前者を後見活動と区分するところの「事実行為」を指すとすれば、後見活動は、後見人が本人を代理する立場から、援助の全体像を描くことと言えよう。この点で、後見活動とはその実ソーシャルワークとして機能することが求められるのではないか。

さらにいえば、後見活動は明確な法的根拠のもとになされる援助であり、後見人に相応の権限が与えられる。後見活動においてソーシャルワーク機能を発揮しようとした場合、その責任と義務に置いて、一層の権利保障、権利擁護が果たされなければならない。成年後見制度において対象となるのは、判断能力が不十分であり、自力では生活することが困難な状態にあると法的に判定された人たちである。その意味では、福祉援助以上に「社会的弱者」に対する総合的、実効的な生活支援を実現しなければならない。

時に既存の福祉援助や福祉サービスの問題を顕在化させることもあろう。後見人は、特定の福祉サービスの業務範囲や、就業規則に縛られるものではない。ある意味では利用者の福祉の実現という、一層広い役割、使命を負っているとも考えられる。本人の権利を擁護するためには、支援費制度等の福祉法制度や、成年後見制度自体の不備や課題にも取り組む必要に迫られる可能性もある。個々の後見活動そのものではないが、成年後見制度に関わる者の社会的役割として指摘しておきたい。

### ・今後の課題

成年後見制度、支援費制度ともに、制度導入が先行し、その対応へ追われる中で、福祉援助やソーシャルワークとの関連を理論的に整理、検討する作業は一部の研究を除き立ち後れている感がある。社会福祉士は本来ソーシャルワークの専門職として主体的にこの問題に取り組む立場にあると考えるが、利用者の置かれている厳しい現実に直面し実践に埋没せざるを得ない例が少なくない。

しかし、成年後見活動は人の生活の有り様と財産に直接関わる非常に重要で、倫理観、価値観の問われる活動である。法定後見人に第三者が選任された場合、後見人は既に判断能力が不十分な状態にある本人と初めて出会うこととなる。本人との出会いや家庭裁判所の調査、関係者からの話し等を通して次第に知り合っていくが、同時に選任された直後から本人と不可分の後見人としての活動が開始する。その活動を通して、本人の意思と権利を的確に代弁できているか、という問いに常に直面するのである。

法的には後見人に代理権が付与され、種々の契約の場面で本人として手続きを代行することができる。この「本人として」とは、代理権を与えられた後見人の立場を言うのであって、本源的な意味で他者は本人になり得ない。そこで、後見人はその活動に法制度の知識と社会福祉援助の理念を持ち込むことにより、できる限り本人にとってベストな選択をなし得るよう不断の努力を続けることとなる。ある意味では、後見人は判断の場面で「本人として」考えることが出来るよう、「私」を無くすることが必要とも言える。

知的障害者の場合、まだ年若い被後見人への援助が求められることもある。ライフステージによりその人のニーズは変化をし、それに伴い生活もまた変容を遂げなければならない。その変化に対する、あるいは変化を遂げるための直接の援助が後見人の勤めではない。後見人のなすべき生活支援とは何か？筆者は現時点で、「本人が望むような日常生活を実現するために条件整備や環境調整のために、ソーシャルワークとして機能すること」と考えている。

これまでも、ソーシャルワークは利用者本位、権利擁護のための社会福祉援助であった。しかし、その具体化の過程で、援助側の都合や援助者の価値観の押し付けが皆無であったとは言えないのである。指導の名の下にエンパワメントからは遠く離れた援助が展開されてきたことはなかっただろうか。時に福祉援助者と利用者の情緒的な繋がりの中で、大目に見られることもあったかもしれない。

成年後見制度では、後見人の活動は司法始め福祉領域以外の評価もとに公になる。果たして「私」を無くした、全き「公」的支援として援助が成り立つか、これは福祉援助者が自らの援助の姿勢を見直す契機ともなる。筆者は、少なくとも制度上落ち度が無い活動を行うことは当然として、自らのソーシャルワークの質が問われる機会として後見活動に取り組んでいきたいと考えている。

成年後見制度が発足してまだ4年であり、知的障害者の生活や人生に添う援助としての実績を問うにはあまりに短い。筆者自身の経験も未熟である。今後も知的障害者への生活支援の一つとして、成年後見制度が最も適切に活用されるよう、その在り方を考察していきたい。同時に、後見人として十全な活動が出来るよう、課題に取り組みながら実践を続けていきたい。

厚生労働省障害保健福祉部：「障害者福祉施策に係る支援費制度の概要」, 『実践成年後見No. 4』, 民事法研究会, 2003・1, p.68-75

成年後見制度には、法定後見として後見、保佐、補助の三類型と任意後見が含まれる。本論文中は後見制度についての解説ではないこと、表記が煩雑になること、民法上の「成年後見制度」と福祉領域の問題を考察していることより、特別な場合を除き、任意後見制度を除いた成年後見制度を総合的に扱い「後見人」「後見活動」と表す。任意後見制度にも福祉的課題が関連するが、別の法律に基づき、制度の趣旨や利用方法が異なるため、今回の考察から除いた。

平成11年12月法務省民事局による「成年後見制度関連四法の概要」によれば、民法改正の理由は「高齢社会への対応及び知的障害・精神障害等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人保護の理念の調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築するため」とされている。

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部「支援費制度事務大要」(2001・8)。その後「支援費制度事務大要Q&A」(2001・10)において、「本人が信頼する者」の具体的な範囲を「本人の意思に従って行動することが期待出来る人を指しており、必ずしも家族や血縁者に限定されるものではない」と回答している。

知的障害者権利宣言(1971・12・20第26回国連総会)には「自己の個人的福祉及び利益を保護するために必要とされる場合は、知的障害者は資格を有する後見人を与えられる権利を有する。」と規定されている。

支援費制度では、支給期間は国が定める範囲内で市町村が決定することになっているが、ちなみに施設訓練等支援費の期間は最長で3年、居宅生活支援費はグループホームが3年、その他サービスが1年となっている。このことより、本人や家族の間に3年経過した後、同じ施設を引き続き利用できるかという不安が広がった。

身上配慮義務は民法858条、876条の5第1項、876条の10、任意後見法6条に規定されている。

新井誠：「成年後見制度の理念と実際」, 『法学セミナー』2002年11月号, 日本評論社, p.42-44

小賀野晶一：「成年身上監護制度論の展望」, 『実践成年後見No. 3』, 民事法研究会, 2002・11, 82-93

ここで小賀野は、成年身上監護を民法で扱うことに疑問を示す「民法限界論」、「幻想論」が存在したことを指摘している。

申立人の範囲は原則として四親等以内の親族であり、近しい身寄りの無い場合は市町村長申立扱いとなる。市町村長申立てに対する取り組みは自治体によってまちまちであるが、各自治体の福祉事務所、高齢者福祉関係部署、障害者福祉関係部署の関連を抜かしては考えられない問題である。また手続きの費用については申立段階では申立人負担であるが、知的障害者の親が低所得のため申立てを拒否的したり、日頃付き合いのないところ(4親等以内親族)に申立てから費用負担まで任せるには無理がある等の問題がある。申立てが認められれば、民法702条「事務管理の費用」として本人に費用の請求ができるが、関係者に制度利用の趣旨と諸手続の理解を得るために、福祉現場では多大な努力を要している。

リハビリテーション医学や福祉分野では、一般に「残存機能」、「残存能力」という言い方をする。これは、「機能障害によって生じた障害以外の残された機能レベルの能力」(『社会福祉用語辞典』, ミネルヴァ書房, 2000)を言い、残された能力、機能を積極

---

的に活用し、向上させるアプローチを特徴づけるものとされる。しかし「残存」という表現は健常者を基準とし、障害者を選別して、その能力を健常者基準から「減退している」、「目減りしている」という暗黙の位置づけを感じさせる。援助にあたっては「どれだけ減っているか」、または「残っているか」を測る必要はなく、「現在本人が持っている能力」、「これまで獲得してきた能力」を基準にすればよいと考えられる。その意味からここでは「保有能力」という表現を用いる。（この表現の採用は、立花明彦氏の示唆によるものである。）

ミルトン・メイヤロフは「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することを助けることである。 - (中略) - もう一人の人格について幸福を祈ったり、好意を持ったり、慰めたり、支持したり、単に興味を持ったりすることと混同してはならない」と述べている。（ミルトン・メイヤロフ，田村真・向野宣之訳：『ケアの本質 - 生きることの意味』，ゆみる出版，1988）ここでいう「ケア」は介護や直接援助を意味しているのではない。

#### 【参考文献】

- 新井誠：『成年後見』，有斐閣，2000  
権利擁護研究会：『ソーシャルワークと権利擁護』，中央法規，2001  
上山泰：『成年後見と身上配慮』，筒井書房，2000  
平田厚：『知的障害者の自己決定権』，筒井書房，2002  
小林明彦，大門匡，岩井伸晃，福本修也，原司，岡本伸太：『新成年後見制度の解説』，金融財政事情研究会，2001  
佐々木静子：『成年後見制度 Q&A』，ミネルヴァ書房，2001  
大曾根寛：『成年後見と社会福祉法制 - 高齢者・障害者の権利擁護と社会的後見』，法律文化社，2000  
大阪障害者センター：『よくわかる支援費制度』，かもがわ出版，2002  
障害者生活支援システム研究会：『SOS 支援費制度 - 活用・更新とこれからの障害者福祉』，かもがわ出版，2003  
高谷清：『透明な鎖 - 障害者虐待はなぜ起こったか』，大月出版，1999  
小賀野晶一：『成年身上監護制度論』，信山社，2000

(2004年3月4日受理)